

第九十八回 参議院農林水産委員会會議録第二号

(三三)

昭和五十八年二月十六日(水曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

十二月二十八日

補欠選任
秋山 長造君

二月九日

補欠選任
近藤 忠孝君

下田 京子君

二月十日

補欠選任
下田 京子君

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

下条進一郎君

岡部 三郎君

坂元 親男君

高木 正明君

村沢 牧君

鶴岡 洋君

委員

大城 眞順君

北 修二君

熊谷太三郎君

古賀雷四郎君

中村 慎二君

初村清一郎君

川村 清一君

坂倉 藤吉君

事務局側
常任委員会専門員
安達 正君

本日の会議に付した案件
○連合審査会に関する件

○委員長(下条進一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

農林水産政策に関する調査のうち、国際経済摩擦に関する件について、商工委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十二分散会

二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、食糧管理特別会計予算の充実・確保と米価審議会委員構成の民主的改組に関する請願(第八九号)

一、農畜産物貿易自由化阻止に関する請願(第九〇号)

一、農産物の輸入自由化・枠拡大阻止並びに農業基本政策の確立に関する請願(第一六八号)

一、森林造成維持費用応益分担制度の確立に関する請願(第一九三号)

一、牛の生産事故に対する共済制度化に関する

請願(第一九四号)
一、長野営林局の存置に関する請願(第一九五号)

第八九号 昭和五十八年一月十四日受理

食糧管理特別会計予算の充実・確保と米価審議会委員構成の民主的改組に関する請願(六通)

請願者 東京都千代田区大手町一ノ八ノ三

農協ビル内全国農民総連盟内 中村吉次郎外九千十一名

紹介議員 丸谷 金保君

先般決定された昭和五十七年度米の生産者価格は、米生産者があえてその要求を過去一年間の物価・労賃の上昇に見合う四・三七パーセントの引上げにとどめたにもかかわらず、わずかに一・一パーセントの改定とされ実質的な引下げとなり、しかも五年連続という不当なものである。生産者米価は食糧管理法に基づき生産費を第一義として定めることになつてゐるにもかかわらず、そのカパー率は昭和五十六年度米に既に戸数二十二パーセント、販売量四十六パーセントへと低下しており昭和五十七年度は更に大幅低下が必至である。このことは政府が第二次臨時行政調査会の答申を尊重して食糧管理経費削減の方針に固執し、食糧管理法の趣旨である米の生産費と生産事情を無視した決定を行つた結果といわざるをえない。既に穀物自給率が二十九パーセントと異常低下するなかで、これ以上の食糧管理経費削減と米価の長期抑制は我が国の米生産と、稲作農家の経営維持を不可能に陥れるものであり、結果として国家の安全を損なうものである。また、米価審議会の委員構成と運営に多くの問題を露呈した。生産者米価と消費者米価を審議する米価審議会である以上、諸外国の例にみられるとおり当事者である生産者と消費者の代表を増やすべきである。さきの米価審

議会において史上初めて生産者委員が辞表を出すに至つたのは、生産者委員を絶対少数にとどめてゐる米価審議会の委員構成に起因するものである。ついで、我が国の米生産と稲作農家の経営維持及び国家の安全を確保するため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、米の生産費を償い、その再生産を確保しうる生産者米価及び家計の安定を旨とする消費者米価をそれぞれ保証するため、食糧管理特別会計予算の充実、確保を図ること。

二、米価審議会の委員構成を生産者、消費者、学識経験者それぞれ同数の民主的構成に改め、公平な審議を保證すること。

第九〇号 昭和五十八年一月十四日受理

農畜産物貿易自由化阻止に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町中富良野

鹿討 星野久三郎外二百二十七名

紹介議員 丸谷 金保君

農畜産物貿易交渉に関する協議は、自給力強化を前提とし我が国の独立と主権確立のもとに対応されたい。

理由

農民は、食糧自給率が極めて低い我が国にあつて国民食糧の安定供給を図るため農業生産の拡大に努力を続けてきた。しかし、アメリカをはじめとする諸外国の貿易摩擦を理由とする自由化攻勢は、我が国を需要量の七十数パーセントに及ぶという世界最大の輸入国にし、日本農業崩壊への道に拍車をかけてゐる。アメリカの輸出攻勢は自国の農業政策の失敗の責任を我が国に転嫁しようとしてゐるものであり、また、世界経済におけるアメリカの相対的地位が下がり貿易摩擦が深刻化しているなかで突如として相互主義的貿易が改めて強調され、要求されるに至つたことは農民の責任

ではない。昭和五十五年衆・参両院で行われた「食糧自給力強化に関する決議」、衆議院農林水産委員会で行われた「農畜水産物の輸入自由化反対に関する決議」は国境保護政策として当然の決議である。したがって、これ以上の自由化強要は、国家主権への介入であり、独立国家への経済侵略であることを明確に相手国に伝えるべきである。いかに貿易立国である我が国であつても食糧の自給確保こそ国民の希求する最大のものであることは世論調査でも明らかである。あいま貿易交渉や食糧政策は、農民のみならず国民全体に行政に対する不信感を与えるものであり、毅然たる外交交渉で日本農業を守るべきである。

第一六八号 昭和五十八年一月二十五日受理
農産物の輸入自由化・枠拡大阻止並びに農業基本政策の確立に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

会内 寺岡良忠

紹介議員 木村 陸男君

我が国の農林水産業は、米をはじめとする農産物需給の不均衡、価格の低迷等、困難な問題が山積してあり、農業の将来に対する不安は一段と高まつている。このような情勢下において、日米農産物交渉で、米国は、我が国に対し、牛肉、オレシジなどの自由化を強く迫り、農産物輸入自由化、枠拡大要求が一段と厳しさを増すことは必至である。ついでには、米国からの要求を阻止し、我が国農林水産業の安定的発展を確保するため、食料の安全保障体制の強化を基本とする農政を早急に確立するよう強く要望する。

第一九三号 昭和五十八年一月二十七日受理
森林造成維持費用応益分担制度の確立に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議

会内 増田正敬

紹介議員 村沢 牧君

近年、水需要は、生活水準の向上と産業の発展によつて、年々増加の一途をたどっている。このよ

うな状況下で、水供給に果たす森林の役割は、極めて重要であるが、上流水源地帯における森林・林業の現状は、生産基盤整備の遅れ、諸経費の高騰による林業収益の低下等により、森林造成を担う山村住民の森林維持に対する意欲は減退をきたし、森林の荒廃は憂慮に堪えない。よつて、水源地域における森林の維持及び造成機能強化を図るため、下流域受益者の応益分担制度を早期に確立するよう強く要望する。

第一九四号 昭和五十八年一月二十七日受理
牛の生産事故に対する共済制度に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議

会内 増田正敬

紹介議員 村沢 牧君

農業災害補償法に基づく家畜共済制度は、家畜の不慮の事故による損失を補償し、畜産農家の経営安定に重要な役割を果たしている。しかしながら、現行制度においては、牛の胎児及び生後五箇月以下（長野県は四箇月以下）の子牛については、共済の対象外とされているが、最近、この共済対象外となつてゐる牛の生産事故が増加し、畜産農家の損害は深刻な実情にある。このため長野県内一部地域において、農家が自衛手段として共済制度を設け、事故に対応しているが、事業規模が小さく、その運営に苦慮している。ついでには、牛の生産事故に対する共済の制度化を早急に講ずるよう強く要望する。

第一九五号 昭和五十八年一月二十七日受理
長野営林局の存置に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議

会内 増田正敬

紹介議員 村沢 牧君

国有林野事業は、国土保全、水源のかん養、自然環境保全等公益的機能を有し、所在地域の経済社会の発展にも資することが強く望まれている。特に長野県においては、国有林野面積の全長野面積に占める位置は大きく、国有林野事業の地域社会

経済に与える影響は、極めて大である。しかるに、第二次臨時行政調査会の第四次答申にあつて、長野営林局の東京営林局等への統合を検討しているようであるが、これが実施されることになれば、地元における林野管理の重要な業務である治山・治水、木材の供給等地域振興に与える影響は多大である。よつて、国有林野事業が果たしてきた役割を十分認識し、長野営林局を従来どおり存置するよう強く要望する。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業改良助長法の一部を改正する法律案

正する法律案

一、漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

一、原材料の供給事情の変化に即応して行われ

る水産加工工業の施設の改良等に必要資金の

貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部

を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五

号）の一部を次のように改正する。

第二条中「左の各号に」を「次に」に、「本章中」を

「この章において」に改め、第二号を削り、第三号

を第二号とする。

第三条の二及び第二条の三を削る。

第三条の二の見出し中「協力」を「協力等」に改

め、同条中「関し、」を「関し、農業試験場その他

農業普及事業負担金（以下単に「負担金」という。）を「協同農業普及事業交付金（以下単に「交付金」という。）に改める。

第十四条第一項中「本章」を「この章」に、「負担

金」を「交付金」に改め、同条第二項を次のように

改める。

2 農林水産大臣は、政令で定めるところにより

り、次に掲げる事項を内容とする協同農業普及

事業の運営に関する指針（以下「運営指針」とい

う。）を定めるものとする。

一 普及指導活動の基本的な課題

二 専門技術員及び改良普及員の配置に関する

基本的事項

三 専門技術員及び改良普及員の資質の向上に

関する基本的事項

四 普及指導活動の方法に関する基本的事項

五 その他協同農業普及事業の運営に関する基

本的事項

第十四条に次の六項を加える。

3 農林水産大臣は、運営指針を定め、又はこれ

を変更しようとするときは、あらかじめ、都道

府県長の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、運営指針を定め、又はこれ

をなげなければならない。

5 協同農業普及事業は、この章の規定により交

付金の交付を受ける都道府県が、運営指針を基

本として定める協同農業普及事業の実施に関す

る方針（以下「実施方針」という。）に従つて、こ

れを実施するものとする。

6 実施方針には、次に掲げる事項を定めるもの

とする。

一 普及指導活動の課題

二 専門技術員及び改良普及員の配置に関する

事項

三 専門技術員及び改良普及員の資質の向上に

関する事項

四 普及指導活動の方法に関する事項

五 その他協同農業普及事業の実施に関する事

項

7 第五項の都道府県は、第四項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、実施方針を定め、又はこれを変更しなければならぬ。この場合においては、当該都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

8 第五項の都道府県は、実施方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、農林水産大臣に報告しなければならない。

第十五条中「本章」を「この章」に、「負担金」を「交付金」に改める。

第十六条の見出し中「負担金」を「交付金」に改め、同条中「毎年三月三十一日までに本章」を「毎年度予算の成立後一月以内にこの章」に、「負担金」を「交付金」に改め、ただし書を削る。

第十六条の二を次のように改める。

(罰則基準)

第十六条の二 農林水産大臣は、交付金の都道府県別割当てについては、各都道府県の農業人口、耕地面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において協同農業普及事業を緊急に実施することの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

第十六条の三を削る。

第十七条中「前三条」を「前二条」に、「割当の」を「割当ての」に、「基いて」を「基づいて」に、「左に」を「次に」に、「添附」を「添付」に改める。

第十九条の見出し中「負担金」を「交付金」に改め、同条中「本章」を「この章」に、「負担金」を「交付金」に、「指定された事業以外に、又は指定された事業の間に」を「協同農業普及事業以外に」に改める。

第二十条の見出し中「負担金」を「交付金」に改め、同条第一項中「本章」を「この章」に、「負担金」を「交付金」に、「次の各号の一に該当する」を「前二条の規定に違反した」に改め、各号を削り、同条第二項中「負担金」を「交付金」に改める。

第二十条の二(見出しを含む)中「負担金」を「交付金」に改める。

第二十一条及び第二十二条第一項中「本章」を「この章」に、「負担金」を「交付金」に改める。

第二十三条第一項中「第十六条の二各号」を「第十六条の二」に、「負担金」を「交付金」に改め、同条第三項中「負担金」を「交付金」に改め、同条第四項中「負担金」を「交付金」に、「第十六条の二第四号に掲げる」を「当該都道府県以外の」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

2 昭和五十七年度の予算に係る改正前の農業改良助長法(以下「旧法」という)第十三条第一項の負担金については、なお従前の例による。

3 農林水産大臣は、旧法第四条第一項又は第十五条第一項の規定により昭和五十八年度の予算に係る助成の申請を行つた都道府県に対し、附則第一項ただし書に規定する規定の施行後遅滞なく当該申請に係る提出書類(実績報告書を除く)を返戻し、同項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して二月を経過する日までに当該書類を改正後の農業改良助長法(以下「新法」という)の規定に適合するように変更した上改めて農林水産大臣に提出するよう求めるものとする。

4 前項の規定により書類を提出した都道府県は、新法第四条第一項又は第十五条第一項の規定により昭和五十八年度の予算に係る助成の申請を行つたものとみなす。

5 昭和五十八年度の予算に係る資金又は交付金についての新法第五条又は第十六条の規定の適用については、これらの規定中「毎年度予算の成立後一月以内に」とあるのは、「農業改良助長法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第号)附則第三項に規定する日から起算して二月を経過する日までに」とする。

6 昭和五十八年度以後の予算に係る交付金についての新法第二十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は農業改良助長法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第号)による改正前の同項」とする。

改良助長法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第号)による改正前の同項」とする。

7 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の第一部を次のように改正する。

第十條第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五及び十六 削除

8 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「第十四条第一項第三号後段」を「第十四条第一項第三号」に、「経営伝習農場」を「農民研修教育施設」に改める。

目次中「第二章の二 営林の助長及び監督(第十條の五・第二十四号)」を

長及び監督
等(第十條の五・第十條の六)
る森林の整備の推進(第十條の七・第十條の十二)に改める。

第十四條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「事項の下に」(間伐に関する事項を除く)を加え、同項第三号中「及び保育」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 間伐及び保育に関する事項

第五條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「事項の下に」(間伐に関する事項を除く)を加え、同項第四号中「及び保育」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 間伐立木材積、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育に関する事項

第二章の二中第十條の五の前の節名を付する。

第一節 施業の勧告等

第十條の六の次に次の一節を加える。

第二節 市町村による森林の整備の推進

(森林整備市町村の指定)

第十條の七 都道府県知事は、次に掲げる要件

9 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表農業試験研究施設の項中「第二条第三号」を「第二条第二号」に改める。

森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案

森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

「第二章の二 営林の助長及び監督」を

第二節 施業の勧告
第三節 市町村による森林の整備
第四節 補則(第二

に該当する市町村を森林整備市町村として指定することができる。

一 当該市町村の区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林の面積が政令で定める面積以上であるか、又はその民有林の面積のうち人工植栽に係る森林の面積の占める比率が都道府県ごとに政令で定める比率以上であること。

二 当該市町村の区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林であつて一体的かつ計画的に間伐又は保育を推進する必要があるものが相当規模以上集团的に存在すること。

2 都道府県知事は、森林整備市町村の指定をしようとするときは、当該市町村に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、森林整備市町村の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表するとと

もに、農林水産大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、森林整備市町村が第一項各号に掲げる要件の全部又は一部に該当しなくなつたと認めるときは、森林整備市町村の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

(森林整備計画)

第十条の八 森林整備市町村は、地勢その他の条件を勘案し、前条第一項第二号に規定する森林で相当規模以上集団的に存在するものにつき、間伐、保育その他森林の整備に関し、五年ごとに、十年を一期とする森林整備計画をたてなければならない。ただし、当該森林の属する森林計画区に係る地域森林計画の期間の開始する時期と異なる時期をその期間の開始する時期とする森林整備計画については当該森林整備計画の期間の終了する時期は当該地域森林計画の期間の終了する時期として、当該森林整備計画に引き続く次の森林整備計画についてはその期間の開始する時期は当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の期間の開始する時期として、たてなければならない。

2 森林整備市町村の区域が二以上の森林計画区にわたる場合には、当該森林整備市町村は、前項に規定する森林の属する森林計画区別に、森林整備計画をたてなければならない。

3 森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 間伐、保育その他森林の整備に関する基本的事項
- 三 間伐立木材積、間伐を実施すべき標準的な林齢その他間伐及び保育の基準
- 四 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要

のあるもの(以下「特定森林」という。)の所在及び特定森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

五 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

六 その他森林の整備のために必要な事項

4 前項第四号の間伐又は保育の方法及び時期に関する事項は、地域森林計画の達成のために必要な限度において定めなければならない。

5 森林整備計画は、地域森林計画に適合したものでなければならない。

6 森林整備市町村は、森林整備計画をたてようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 森林整備市町村は、森林整備計画をたてたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該森林整備計画の写しを送付しなければならない。

8 第七条の規定は、森林整備計画について準用する。この場合において、同条中「第五項第六項」とあるのは「第十条の八第七項」と、「都道府県知事」とあるのは「森林整備市町村の長」と読み替へるものとする。

(森林整備計画の変更)

第十条の九 都道府県知事は、地域森林計画の変更により森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林整備計画に係る森林整備市町村に対し、当該森林整備計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

2 森林整備市町村は、前項の規定による通知を受けたときは、森林整備計画を変更しなければならない。

3 森林整備市町村は、前項の場合を除くほか、森林の現況等に變動があつたため必要があると認めるときは、森林整備計画を変更することができる。

4 第七条並びに前条第六項及び第七項の規定は、森林整備計画の変更について準用する。

この場合において、第七条中「第五項第六項」とあるのは「第十条の九第四項において準用する第十条の八第七項」と、「都道府県知事」とあるのは「森林整備市町村の長」と読み替へるものとする。

(間伐又は保育についての勧告)

第十条の十 森林整備市町村の長は、特定森林についての間伐又は保育が森林整備計画において定められている当該特定森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従つて実施されていない場合において、森林整備計画の達成上必要があるときは、当該特定森林の森林所有者等に対し、期限を定めて、当該事項に従つて間伐又は保育を実施すべき旨を勧告することができる。

2 森林整備市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に對し、当該特定森林又は当該特定森林の立木について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で森林整備市町村の長の指定を受けたものと当該特定森林又は当該特定森林の立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に關し協議すべき旨を勧告することができる。

(都道府県知事の調停)

第十条の十一 森林整備市町村の長が前条第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算して二月以内に、省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、その協議に係る所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請が

あつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、当該森林整備市町村の長に對し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(報告の徴収)

第十条の十二 森林整備市町村の長は、森林整備計画の達成のため必要があるときは、特定森林の森林所有者等からその森林の現況又は施業の状況に関する報告を徴することができる。

第十一條の前に次の節名を付する。

第三節 森林施業計画

第十一條第五項中「左の各号に」を「次に」に、「みたす」を「満たす」に改め、同項に次の一号を加える。

三 森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が森林整備計画の対象とする森林であるときは、当該森林整備計画の内容に照らして適當であると認められること。

第十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合において、同項に規定する森林の全部又は一部が森林整備市町村の区域内にあるときは、当該区域を管轄する都道府県知事から当該森林整備市町村に係る森林整備計画書の写しの送付を受けるものとする。

第二十一條の前に次の節名を付する。

第四節 補則

第九十一條の二中「並びに」を「並びに森林

整備計画及び「その達成を」これらの達成に、「行なう」を行うに改める。

第百九十五条を次のように改める。

第百九十五条 国は、都道府県に対し、次に掲げる事業（次項において「林業普及指導事業」という。）について、交付金を交付する。

一 林業専門技術員及び林業改良指導員を置くこと。

二 林業専門技術員又は林業改良指導員が第百八十七条第二項又は第三項に規定する事務を行うこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の林業人口、民有林面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において林業普及指導事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

（分収造林特別措置法の一部改正）

第二条 分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

分収林特別措置法

第三条中「分収造林契約」の下に「又は分収育林契約」を加え、同条を第四条とする。

第二条中「分収造林契約」を「分収林契約」に改め、同条を第三条とする。

第一条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「土地所有者」を「造林地所有者」に、「費用負担者」を「造林費負担者」に、「次の各号」を「次に」に改め、同条に次の四項を加える。

2 この法律で「分収育林契約」とは、一定の土地に植栽された樹木（当該契約の締結時における樹齢が地境ごと及び樹種ごとに農林水産省令で定める樹齢を超えるものを除く。）についての保育及び管理（以下「育林」という。）に関し、その土地の所有者（以下「育林地所有者」という。）と、育林地所有者以外の者でその樹木について育林を行うもの（以下「育林者」という。）

う。並びに育林地所有者及び育林者以外の者でその樹木について育林に要する費用の全部若しくは一部を負担するもの（以下「育林費負担者」という。）の三者又は育林地所有者、育林者及び育林費負担者のうちいずれか二者が当事者となつて締結する契約（当事者のうちのいずれかが当該樹木の所有者であるものに限る。）で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。

一 育林地所有者を当事者とする契約においては、育林地所有者は、育林者のためにその土地につきこれを育林の目的に使用する権利を設定する義務（育林者を契約当事者とし、ない場合にあつては、自らその育林を行う義務）を負うこと。

二 育林者を当事者とする契約においては、育林者は、育林を行う義務（育林地所有者を契約当事者として、かつ、育林者がその土地につきこれを育林の目的に使用する権利を有しない場合にあつては、育林地所有者から当該権利の設定を受けてその育林を行う義務）を負うこと。

三 育林費負担者を当事者とする契約においては、育林費負担者は、育林者（育林者を契約当事者とし、ない場合にあつては、育林地所有者）に対し、育林に要する費用の全部又は一部を支払う義務を負うこと。

四 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る育林による収益を分収すること。

五 契約の締結の際、当該樹木を所有している契約当事者は当該樹木を各契約当事者の共有とし、他の契約当事者は当該樹木の持分の対価を支払う義務を負うこと。

六 前号の場合における各共有者の持分の割合は、第四号の一定の割合と等しいものとする。

3 この法律で「分収林契約」とは、分収造林契約、分収育林契約その他次の各号のいずれか

に該当する契約で、その契約条項中において、各契約当事者が一定の割合により当該契約に係る造林又は育林による収益を分収することを約定しているものをいう。

一 一定の土地についての造林に関し、造林地所有者、造林者及び造林費負担者の三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約（国有林野法第九条（部分林契約）の契約を除く。）

二 一定の土地に植栽された前項に規定する樹木についての育林に関し、育林地所有者、育林者及び育林費負担者の三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約

4 この法律で「募集」とは、分収林契約の当事者となろうとする者が、不特定かつ多数の者に対し、当該分収林契約の造林費負担者又は育林費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための分収林契約の締結の申込みを勧誘することをいう。

5 この法律で「途中募集」とは、分収林契約の当事者が、不特定かつ多数の者に対し、当該分収林契約の造林費負担者又は育林費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための申込みを勧誘することをいう。

（目的）
第一条 この法律は、分収方式による造林及び育林を促進し、もつて林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進とに資することを目的とする。

本則に次の六条を加える。

（分収林契約に係る募集又は途中募集の届出）
第五条 分収林契約に係る募集又は途中募集をする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の二月前までに、次に掲げる事項を当該分収林契約に係る土地を管轄する

都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 募集又は途中募集の別及び分収造林契約、分収育林契約又はその他の分収林契約の別

三 募集又は途中募集に係る申込みの期間

四 当該分収林契約に係る土地の所在及び面積並びに樹木の樹種別及び樹齢別の本数

五 前号の土地の全部又は一部が法令によりその立木の伐採につき制限がある森林の区域内にあるときは、その旨及び制限の内容

六 当該分収林契約の存続期間

七 造林又は育林の内容、時期及び方法並びに造林又は育林を行う者の氏名又は名称及び住所

八 各契約当事者が負担する造林又は育林に要する費用の範囲並びに募集又は途中募集に係る造林費負担者又は育林費負担者が負担すべき費用の額及び支払方法

九 当該分収林契約に係る樹木について持分の対価の支払を約定する契約にあつては、募集又は途中募集に係る造林費負担者又は育林費負担者が支払うべき持分の対価の額

十 造林又は育林による収益の分収の割合

十一 当該分収林契約に係る樹木の伐採又は販売の時期及び方法

十二 当該分収林契約に係る樹木の滅失その他の損害をてん補する措置に関する事項

十三 当該分収林契約の変更又は解除に関する事項

十四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者が当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の前日までの間において当該届出に係る事項を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（変更勧告）
第六条 都道府県知事は、前条第一項又は第二

項の規定による届出であつた場合において、当該届出に係る事項からみて、適正な造林若しくは育林が行われたいと認めるとき、又は造林費負担者若しくは育林費負担者の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の前日までの間に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項を変更すべき旨を勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がこれに従つていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

(届出事項の遵守)

第七條 第五條第一項の規定による届出に係る分収林契約に係る造林又は育林を行う者は、当該届出に係る事項(同条第二項の規定による届出に係る変更又は前条第一項の規定による勧告に従つた変更があつたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項の規定に従つていないと認めるときは、その者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行うべき旨を勧告することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(報告徴収)

第八條 都道府県知事は、第五條第一項の規定による届出をした者又は前条第一項に規定する者に対し、前三條の規定の施行に必要な限度において、当該募集若しくは途中募集の実施状況、当該募集若しくは途中募集に係る分収林契約の内容又は当該分収林契約に係る造林若しくは育林の実施状況について報告を求めることができる。

第九條 第五條から前条までの規定は、次に掲

げる者には、適用しない。

一 地方公共団体

二 森林整備法人(造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする民法第三十四條の規定により設立された法人で、地方公共団体が、社團法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の過半数を拠出してゐるものをいう。次号において同じ。)

三 地方公共団体又は森林整備法人の媒介により分収林契約(その契約条項中において当該地方公共団体又は当該森林整備法人が契約当事者としてその契約に係る造林又は育林の全部を行う義務を負うことを約定しているものに限り)に係る募集又は途中募集をする者

(罰則)

第十條 第五條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十萬円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條中森林法第四條、第五條及び第九十五條の改正規定並びに次条及び附則第五條の規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一條の規定による改正前の森林法(以下「旧森林法」という。第四條又は第五條の規定によりたてられてゐる全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、第一條の規定による改正後の森林法(以下「新森林法」という。第四條又は第五條の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。)

2 農林水産大臣は、前条ただし書に規定する規

定の施行の日から起算して三月以内に、同条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧森林法第四條の規定によりたてられてゐる全国森林計画を変更し、かつ、その概要を公表しなければならない。この場合には、新森林法第四條第二項、第三項、第五項及び第六項(全国森林計画の概要の公表に関する部分を除く。)の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して一月以内に、前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧森林法第五條の規定によりたてられてゐる地域森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新森林法第五條第二項、第三項、第五項及び第六項(地域森林計画の公表に関する部分を除く。)並びに第七條の規定を準用する。

(分収造林特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第二條の規定による改正後の分収林特別措置法(以下「新分収林特別措置法」という。第四條の規定は、この法律の施行の際現に締結されてゐる新分収林特別措置法第二條第二項に規定する分収林契約に係る共有樹木については、適用しない。)

2 新分収林特別措置法第五條から第八條まで及び第十條の規定は、新分収林特別措置法第二條第三項に規定する分収林契約に係る同条第四項又は第五項に規定する募集又は途中募集で、この法律の施行後二月以内に当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日が到来するものについては、適用しない。

第四條 新分収林特別措置法の規定は、旧公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)に基づき締結された契約については、適用しない。

(地方財政法の一部改正)

第五條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二十号を次のように改める。

二十 削除

(地方税法の一部改正)

第六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第八号の二中「分収造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第一條」を「分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第二條第一項」に改める。

(森林開闢公団法の一部改正)

第七條 森林開闢公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第六号中「行なり」を「行」に、「分収造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第一條」を「分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第二條第一項」に、「費用負担者として同条」を「造林費負担者として同項」に改め、同条第四項中「分収造林特別措置法第一條各号」を「分収林特別措置法第二條第一項各号」に改める。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 漁船乗組船主保険(第二百二十二條、第二百二十六條)」を「第四節 漁船乗組船主保険(第二百二十二條、第二百二十六條)」に改める。

第二百二十六條の二「第二百二十六條の六」に改める。

第一條中「防止する」を「防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんする」に改める。

第二條第一号中「及び漁船乗組船主保険事業」を「漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業」に改め、同条第三号中「及び前号の」を、前号の「に改め、「に係る再保険事業」の下に「及び漁船積荷保険再保険事業」を加える。

第三條に次の一項を加える。

第三條に次の一項を加える。

7 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）を保険の目的として、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。）により生じた損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行ふものをいう。

第二十一条第一項第七号中「及び漁船乗組船主保険」を、「漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険」に改める。

第九十四条、第九十五条第一項及び第九十六条中「又は漁船乗組船主保険」を、「漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険」に改める。

第九十七条中「又は漁船船主責任保険」を「漁船船主責任保険」に改め、「に伴つて事故が発生したときの下に」、又は漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき事故が発生したときを加える。

第九十八条第一項中「種類等」の下に「（漁船積荷の管理方法等を含む。）」を加え、同条第二項中「その構造」を「その構造」に改め、「増加する場合」の下に「又は当該漁船に積載した漁船積荷の危険がその管理方法等の重大な変更により著しく増加する場合」を加える。

第九十九条の見出し中「漁船」を「漁船等」に改め、同条中「漁船」の下に「又は当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等」を加える。

第一百零三条第三号中「又は漁船船主責任保険」を、「漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」に、「又はその運航」を「若しくはその運航又は保険の目的たる漁船積荷」に改める。

第一百三十三条の十一第二項中「組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任」を「当該満期保険の各保険料期間」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第五節 漁船積荷保険

（被保険者たる資格）

第二百二十六条の二 漁船積荷保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

（組合のてん補責任）

第二百二十六条の三 組合は、漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故によつて生じた損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、省令で定める。

（保険関係の消滅）

第二百二十六条の四 漁船積荷保険の保険関係は、当該漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷を積載した漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、当該普通保険の保険関係の当事者たる組合及び組合員の間に当該漁船につき当該普通保険の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とする普通保険の保険関係が成立したときは、この限りでない。

2 前項の場合には、第二百二十条第三項の規定を準用する。

（委付の原因）

第二百二十六条の五 次の場合には、被保険者は、漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷を組合に委付して保険金の支払を請求することができ、

一 漁船積荷を積載した漁船が沈没したとき、

二 漁船積荷を積載した漁船の行方が知れなくなつたとき、

三 漁船積荷を積載した漁船が修繕することができなくなつたとき（漁船積荷が漁獲物その他の省令で定める物であるときは、当該漁船積荷を陸揚予定港に運搬することができなくなつたときに限る。）

2 前項第三号の規定に該当する場合については、省令で定める。

（準用規定）

第二百二十六条の六 組合の漁船積荷保険について

は、第二百一十一条の四、第二百一十三条第三項及び第二百一十三条の四、第二百一十三条の五、第二百一十三条の七、第二百一十五条第一項、第二百一十六条並びに第二百一十七条並びに商法第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一條から第六百六十三條まで（損害保険の総則）、第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項、第八百三十七條第一項及び第二項並びに第八百三十八條から第八百四十一條まで（保険委付）の規定を準用する。この場合において、第二百一十三条第三項中「その組合員」とあるのは「漁船（第五項に規定するものを除く。）に積載した漁船積荷」と、「普通保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第二百二十六条の六において準用する前項」と、第二百一十三条の四第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷につき」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「満期保険の満期前」の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第二百一十八條の十五第一項各号において同じ。）に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「定まる当該組合」とあるのは「定まる」と、第二百一十三条の五中「普通損害保険にあつては一年」とし、特殊保険にあつては四箇月」とあるのは「一年」と、第二百一十五条第一項中「漁船」とあるのは「漁船に積載した漁船積荷」と、「漁船船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、商法第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」とあるのは「保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務」と、同法第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」とあるのは省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六條第一項中「三ヶ月内」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三

十三條第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第二百二十六條の五第一項第一号及び第三号」と読み替へるものとする。

第二百一十八條の十二中「漁船保険事業」の下に「及び漁船積荷保険事業」を加え、「及び」を「並び」に改める。

第二百一十八條の十三第一項中「漁船保険」の下に「又は漁船積荷保険」を加える。

第二百一十八條の十四第一項中「及び特殊保険」を「特殊保険及び漁船積荷保険」に改める。

第二百一十八條の十五第二項中「組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任」を「当該満期保険の各保険料期間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 漁船積荷保険に係る再保険料率は、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

第二百一十八條の十六第一項中「第二百一十三條の十六第三項」の下に「及び第二百二十六條の六」を加え、「又は第二百一十三條の十六第一項若しくは第二項」を「第二百一十三條の十六第一項若しくは第二項又は第二百二十六條の四第二項において準用する第二百二十條第三項」に改める。

第二百一十八條の十八第一号中「又は特殊保険」を「特殊保険又は漁船積荷保険」に改める。

第二百一十八條の十九第一項中「漁船保険」の下に「若しくは漁船積荷保険」を加え、同条第二項中「漁船保険」の下に「又は漁船積荷保険」を加える。

第二百一十八條の二十四第四項中「第二百一十一條の六」の下に「及び第二百二十六條の六」を加える。

第二百一十九條第一項第二号中「上欄を第一欄」に、「中欄を第二欄」に改め、同条第二項第一号中「による損害」の下に「（対象漁船の価額を超える部分を除く。）」を加え、「上欄を第一欄」に、「中欄を第二欄」に改め、同項第二号中「上欄」を「第一欄」に、「下欄」を「第三欄」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国庫は、対象漁船に積載した漁船積荷を保険の目的とする漁船積荷保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、当該純保険料に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

第百三十九条の二第二項中「又は漁船船主責任保険を」と、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第百四十条第一項中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改める。

第百四十一条第一項中「第百二十一条」の下に「及び第百二十六条の六」を加える。

別表中		を	
百分の三十五	百分の三十五	百分の三十五	百分の二十
百分の三十五	百分の三十五	百分の三十五	百分の二十
百分の三十	百分の三十	百分の三十	百分の二十
百分の二十	百分の二十	百分の二十	百分の十五
百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(漁船積荷保険臨時措置法の失効)

第二条 漁船積荷保険臨時措置法(昭和四十八年法律第五十六号。以下「臨時措置法」という。)は、昭和五十八年九月三十日限り、その効力を失う。

(漁船積荷保険臨時措置法の失効に伴う経過措置)

第三条 臨時措置法の失効の際現に存する臨時措置法に基づく漁船積荷保険の保険契約並びに当該保険契約に係る保険事業、再保険契約及び再

附則第五項中「漁船船主責任保険事業」の下に「及び漁船積荷保険事業」を加え、「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業」に改め、「という。」の下に「及び組合が漁船積荷保険によつて被保険者に対して負う保険責任のうち漁船積荷保険再保険事業によつては再保険されない部分を再保険する事業(以下「漁船積荷保険補完再保険事業」という。)」を加え、附則第六項中「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業」に「特別の」を「それぞれ特別の」に改め、附則第七項及び第八項中「補完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業」に改める。

保険事業については、臨時措置法の失効後も、なお従前の例による。

2 失効前の臨時措置法第十七条の規定により区分して経理された漁船保険中央会の漁船積荷保険に係る再保険事業に関する権利義務は、改正後の漁船積荷法等補償法(以下「新法」という。)附則第六項の規定により漁船積荷保険補完再保険事業に係る経理についての特別の勘定が設けられたときは、当該特別の勘定に帰属するものとする。

3 漁船保険中央会は、前項の規定により同項に規定する権利義務が特別の勘定に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、失効前の臨時措置法の規定に基づく漁船積荷保険に係る再保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利義務が帰属した特別の勘定において

整理しなければならない。

(満期保険に関する経過措置)

第四条 新法第百三十三条の十一第二項及び第百三十八条の十五第二項の規定は、その保険期間の開始日がこの法律の施行の日以後の日である満期保険の保険契約について適用し、その保険期間の開始日がこの法律の施行の日以前の日である満期保険の保険契約については、なお従前の例による。ただし、当該保険契約については新法第百三十三条の十一第二項の規定の適用を受けた旨の旨保険契約者から申出があつたときは、当該申出に係る保険契約については、当該申出のあつた日を含む保険料期間の次の保険料期間から、同項及び第百三十八条の十五第二項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 臨時措置法の失効前にした臨時措置法に違反する行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる保険事業又は再保険事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)

第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及漁船船主責任保険再保険事業」を、漁船船主責任保険再保険事業及漁船積荷保険に、「第百三十九条第三項」を「第百三十九条第四項」に改める。

2 改正後の漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の規定は、昭和五十八年度の予算から適用する。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第七条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法

律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「漁船保険」を「漁船保険又は漁船積荷保険」に改める。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「漁船船主責任保険再保険事業」の下に「漁船積荷保険」を加える。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、蚕糸業の振興に関する諸願(第二三五号)

一、地域農業の再建と食糧自給率向上を図り農業改良普及事業等の充実強化に関する請願
(第三三三号)(第三四一号)

第二二五号 昭和五十八年一月二十八日受理
蚕糸業の振興に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二の二 長野
県議会内 増田正敬

紹介議員 夏目 忠雄君

長野県の養蚕は、農業の基幹科目として農業経営に重要な地位を占めている。しかるに、近時、養蚕振興の根幹をなす蚕業改良普及事業等の見直しの動きや、繭糸価格安定法の一部改正後における糸価の急落及び生産資材の高騰などにより、蚕糸業界は極めて厳しい状況下におかれているが、このため、養蚕農家の生産意欲の減退を招き、ひいては蚕糸業の崩壊につながるものと懸念される。ついで、蚕糸業の振興を図るため、次の措置を早急に講ずるよう強く要請する。

一、蚕業改良普及事業の拡充強化を図ること。
二、実効ある糸価回復対策を実施すること。

第三三三号 昭和五十八年二月三日受理

地域農業の再建と食糧自給率向上を図り農業改良普及事業等の充実強化に関する請願

請願者 大分県下毛郡三光村下深水一、六
三〇 佐藤貞子外五千六百十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

大企業優先の輸出政策と、国際分業論による農産物の輸入自由化政策などのために、日本農業は穀物自給率でみれば先進資本主義国のなかで最低の三十パーセントにまで低下している。また、米過剰からの生産調整の押付けや、生産資材の高価格により農家経済は年々悪化している。更に財界主導の行政改革のなかでは、農業に対する補助金を削減し、また農家に直接サービスを行う農業・生活改良普及員や蚕業改良指導員などの自治体職員的大幅な削減を求めらている。現在、アメリカの農産物自由化圧力をはねのけながら、日本

の経済のゆがんだ構造を直し、日本の農業を自主的に発展させることは、農家ばかりでなく、働く国民の一致した願いになっている。ついで、農家経営を守り、国民の食糧を保障できる日本の農業にすることと、農業現場で重要な役割を担っている農業・生活・蚕業改良普及事業等が国の責任において、地域の農業者の要望に十分にこたえられるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、農業を基幹産業として位置づけて財政的にも裏づけ、国内の農業生産条件を無視した農畜産物・生糸の自由化拡大は行わないこと。
二、強制減反に反対し、水田生産力を積極的に活用するために、条件整備を促進し、転作の対象作目にえさ米を加えること。
三、食糧制度の対象品目に大豆を加えることなどを含めた改善と充実を図り、農産物の価格の保障・安定のための政策を行うこと。
四、生産コスト高の要因となつている生産資材の独占高価格を引き下げること。
五、農地に対する宅地並み課税を廃止し、都市農業を守ること。
六、地域農業確立のために重要な役割を担っている農業・生活及び蚕業改良普及事業の内容及体制を農業者の要望にこたえられるよう充実すること。
七、農業改良普及事業等の必要性、目的を明確にしないまま、国と自治体の行政責任の放棄につながる人件費補助を一般財源措置に移行しないこと。

第三四一号 昭和五十八年二月三日受理

地域農業の再建と食糧自給率向上を図り農業改良普及事業等の充実強化に関する請願

請願者 福島県石川郡玉川村吉土ノ入五四
大和田勝利外二千八百六十七名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

昭和五十八年二月十九日印刷

昭和五十八年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B